

* 下記に該当しない方は手続きなど不要です

京都市立幼稚園 預かり保育の無償化について

1 預かり保育の無償化の対象となる方

預かり保育の無償化には、保護者のいずれもが下記①～⑨の「保育が必要な理由（保育所等に入るための要件）」のいずれかに該当する必要があるため、必要書類を提出いただき、京都市から保育の必要があるという認定（新2号認定）を受けていただく必要があります。

新2号認定を受けるための必要書類（「認定申請書」「保育が必要な理由書」と添付書類…下記参照）や提出期限などは、各園を通じてお知らせします。

⇒「就労証明書」の書き方に関する問合せは、京都いつでもコール(☎075-661-3755)まで

保育が必要な理由(概要)		主な添付書類(写し含む)
① 就労	1ヶ月48時間以上就労していること	就労証明書など
② 妊娠・出産	妊娠中であるか出産後概ね2ヶ月以内であること	母子手帳又は出産証明書
③ 疾病・障害	病気・けがが療養中又は精神・身体に障害があること	診断書、障害者手帳など
④ 介護・看護	同居、長期入院の親族を常時介護・看護していること	診断書、障害者手帳など
⑤ 災害復旧	災害の復旧に当たっていること	り災証明書
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っていること	求職活動申告書など
⑦ 就学	学校教育法に規定する学校等に在学していることなど	在学証明書など
⑧ 育休継続	育児休業取得中に継続利用が必要であること	就労証明書など
⑨ その他	上記に準じる状態として市が認めるもの	

2 預かり保育の無償化となる金額

月ごとの利用料のうち利用者ごとに算定される無償化上限額(※)までが無償となります。

※国の制度上、無償化上限額は[月額 11,300 円]と[日額 450 円×月の利用日数]のうち額が低い方とされており、京都市立幼稚園では常に[日額 450 円×月の利用日数]が上限額となります。

なお、利用料が無償化上限額以内の場合は、集金額がゼロになりますが、利用料が無償化上限額を超えた場合は、超過した金額のみ集金します。

無償化対象となる方の算定の一例

【例1】月の利用実績[14:00～16:00×4日、12:00～18:00×4日]の場合

・利用料の算出…@200×4日+@600×4日=3,200円…a

・無償化上限額…@450×8日=3,600円…b ⇒上限額以内[a<b]のため集金は無し

【例2】月の利用実績[14:00～18:00×10日、12:00～18:00×4日]の場合

・利用料の算出…@400×10日+@600×4日=6,400円…a

・無償化上限額…@450×14日=6,300円…b ⇒上限超過額[a-b=100円]のみ集金

利用する方（その月の利用日数）により、毎月無償化上限額が異なるため、10月以降は「預かり保育連絡票」に、a 利用料・b 無償化上限額・c 差引集金額を記載いたします。